令和５年度滝沢市商工会インターンシップ事業実施要領

１　目的

　　学生に対して滝沢市内企業における就業体験の機会を提供することにより、学生の職業意識を高めるとともに、地元企業に対する理解を深めることを目的に、インターンシップを企画及び実施するもの。

２　対象者

　　大学（大学院を含む）、短期大学及び専門学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生で、大学等から推薦又は学生から申込みがあり、インターンシップ実習に積極的に取り組む意欲のある者。

３　インターンシップコース

　　５日間の期間中、複数の商工会会員企業で実習を行う。

４　日程

　　令和５年９月４日（月）～８日（金）　９時～１７時

５　提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＃ | 提出書類 | 提出期限 |
| １ | 申込書 | 令和５年６月２１日（水）【必着】 |
| 調査票 |
| ２ | 誓約書 | 受入初日 |
| インターンシップ保険等の加入が確認できる書類の写し |

（１）受入可否

　　　各実施期間の７月１４日（金）頃までに受入の可否を大学等へ通知する。

　　　※申込者多数の場合は選考により決定するものとする。

（２）受入れまでの手続

　　ア　学生の受入を決定した場合は、大学等と市又は商工会において、インターンシップに関する覚書を締結する。

　　イ　受入が決定した学生（以下「実習生」という。）は、実習開始前に誓約書を商工会会長に提出しなければならない。

　　ウ　大学等又は実習生は、実習期間中の事故等に備えて傷害保険及び損害賠償保険に加入するものとし、実習開始前に加入を証する書類の写しを商工会に提出しなければならない。

６　報酬等

　　報酬、手当、旅費及びその他一切の金品は支給しない。

７　実習上の留意事項

（１）実習中は、職員の指示に従い実習に専念しなければならない。

（２）市商工会及び会員企業の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

（３）実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

（４）実習中における事故に関しては、大学等及び実習生は自らの責任において対応すること。

（５）故意又は過失により市に損害を与えたときは、大学等及び実習生は、商工会及び会員企業に対しその損害を賠償すること。

（６）実習生が第三者に与えた損害に関しては、商工会及び会員企業は一切の責任を負わない。

８　新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

（１）学生にお願いすること

　　ア　実習前２週間前から実習中は健康記録を行い、健康記録シートを受入開始日及び実習後に市に提出すること。

　　イ　３密の回避、手指消毒、手洗い等の感染防止策を行うこと。

　　ウ　マスクの着用については、個人の判断により着用することとするが、高齢者等で重症化リスクが高い者と接する場合や、混在している場所に行く場合など、着用が効果的な場面ではマスク着を推奨する。

　　エ　インターンシップ後、１４日以内に発熱が続くなど感染が疑われる症状が発生した場合は、下記連絡先に必ず連絡をすること。

（２）受入を中止する場合について

　　ア　大学等で感染者が増加するなど、学内での感染拡大のリスクが高まっている状況（複数の感染者が継続して発生、学内クラスターの発生等）となった場合

　　イ　健康記録期間中に異常がある場合、感染者との濃厚接触があった場合

　　ウ　国、岩手県又は滝沢市が行動規制を要請する状況となった場合

　　エ　上記のほか、感染リスクを鑑みて中止とする場合がある。

９　連絡先（申込先）

　　担当　滝沢市商工会　北村

　　住所　〒０２０－０６５５　岩手県滝沢市鵜飼御庭田９２番地３

　　電話　０１９－６８４－６１２３

　　メール　takizawa(at)shokokai.com

　　　　　　（メールで送る場合は、(at)を＠に換えて送信してください。）